



一般社団法人への移行を 終了しました

石狩医師会 副会長
いしかり脳神経外科クリニック 院長
橋 本 透

当会は、平成24年4月1日から一般社団法人へ移行（登記）を完了しました。経過としては、以下の通りです。



平成23年5月、公益法人化に関する理事会を開催。他の医師会などの話を伺うと、“公益”ではかなりハードルが高く何のメリットも感じられない。また、“解散”ではこれまでの積立金が没収されるとのこと。他の選択肢はなく、当初は平成25年4月を目標に“一般”を目指すことを理事会で決議し、担当理事として会長と小生が専任。また、素人が法的な手続きをする知恵も気力もなかったため、前役員が残してくれた積立金をあてにして、移行許可申請素案などの作成を外部委託とすることも決議した。

6月から、担当理事・本会事務局・会計事務所・行政書士法人・北海道の間で申請に向けた会合を適時開催。法律にのっとった定款と予算・決算の様式の変更が必要であると確認。平成23年7月、北海道公益法人行政改革担当宛てに電子申請の登録を完了。その後の道などとの打ち合わせで、登記が1年前倒しで可能とのこと、また25年度登記では申請が込み合うとの情報があり、平成24年4月の登記を目指すことに変更となる。

平成23年8月、臨時総会にて一般社団法人への移行手続きを了承。その後は理事会にて定款と予算様式の変更に関する議論を重ねる。主な変更点としては、監事は理事会に出席などの役割が拡充される、理事の定数は6～9人と幅を持たせることが可能、定款の変更のための議決が会員総数の4分の3から3分の2以上に緩和などがあり、また、理事の任期は旧法人の任期を引き継ぐことが確認された。

平成24年1月、定期総会で一般社団法人許可申請の定款（案）について審議、可決。2月8日、許可申請の手続き完了。3月2日、審議会に諮問、3月7日、許可の答申。3月23日、定款細則（①組織運営規程、②就業規則、③職員給与規程）を確認。3月24日、新法人移行と石狩医師会開設15周年を兼ねた記念講演会をホテルで開催。



平成24年4月1日から無事“一般”社団法人に移行できました。胸のつかえがひとつとれた感じがするほかは、今のところ何も変わったことはありません。本会が比較的スムーズに移行を終えられたのは、当医師会の歴史が15年と浅く関係書類が整理されていたこと、会員諸氏のご理解・ご協力を得られたこと、会長が早い時期から外部委託を決断したことにあると思います。

また、平成23年10月、長きにわたり石狩市の建物に間借りしていた当医師会事務局が移転しました。法人移行と事務所移転が重なり、事務局員の皆様には大変なご苦勞をかけたので、この場を借りて感謝いたします。

さらに、北海道医師会、札幌市医師会などの皆様にも大変お世話になり、重ねて感謝する次第です。

北海道医師会 女性医師等支援相談窓口を ご存知ですか？

北海道医師会では、お忙しい医師のために
育児支援事業や仕事と家庭の両立を支援するために、
現役の先輩医師による相談窓口を開設しています。
詳しくは、以下の専用ホームページをご覧ください。

●育児支援 ●お悩みコーナー ●復職研修支援

北海道医師会 女性医師等支援相談窓口

●詳しくはこちらをご覧ください 「女性医師等支援相談窓口」専用ホームページ <http://www.hokkaido.med.or.jp/josei-dr-shien/>

●ご相談はこちらへ ☎ 0120-112-500 ■FAX 011-231-7272 ✉ josei-dr-shien@m.douji.jp

北海道医師会 〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目 <http://www.hokkaido.med.or.jp/>

